

**電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に係る解説の追補**  
**(コンセント等の金属接触部の過熱対策)**

平成 27 年 7 月 24 日  
電気用品調査委員会

平成 27 年 7 月 24 日付，電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈改正に伴い，電気用品の技術基準の解説（第 13 版 平成 26 年 1 月 1 日発行）について，以下の追補を行う。

解 説
別表第四 配線器具
6 接続器（ライティングダクトを除く。） (1) 構造
(解説)
1 .本項は、接続器(ライティングダクトを除く)の構造について規定したものである。
2 .リ項 (ト)温度上昇測定の規定は、平成27年7月の解釈改正で追加されたものである。 <u>この温度上昇測定は以下による。</u>
(1) <u>栓刃可動部の温度上昇値を測定することができないものにあつては、栓刃根元で測定する。(写真 参照)</u>
(2) <u>栓刃根元に樹脂を巻いているものは、樹脂を剥がして測定する。(写真 参照)</u>
(3) <u>栓刃可動形の差込プラグの栓刃可動部の温度上昇を測定する際に、コンセントを使用するとコンセントの刃受けの性能差が栓刃可動部の温度上昇値に影響を与えるため、コンセントの代わりに、銅線で栓刃を接続して測定する。</u> <u>接続する方法によって、栓刃可動部の温度上昇値に差が生じるため、栓刃のボツチ穴の箇所、接続できる最短の銅線を使用し、最少量の半田で銅線を栓刃に接続する。(写真 参照)</u>
(4) <u>栓刃可動形の差込プラグの栓刃可動部の温度上昇を測定する際に、コードの長さは1mで測定する。延長コードセットから1mのコードが取れない場合、取れる最長のコード長さで測定する。</u>
(5) <u>栓刃可動部の温度上昇に関して、「栓刃可動部」に接地極の「栓刃可動部」は含まない。</u>

## 解 説



### ( 3 ) 性能

(解説)

- 1 .本項は、接続器(ライティングダクトを除く)の性能について規定したものである。
- 2 . へ項 開閉性能の「なお書き」以降の規定は、平成 27 年 7 月の解釈改正で追加されたものである。この刃受けに横方向の荷重を加える試験の手順は以下による。

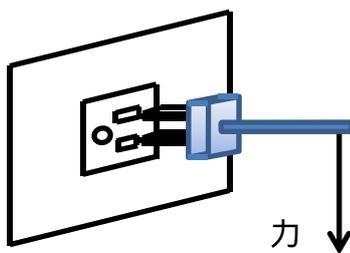


図 1

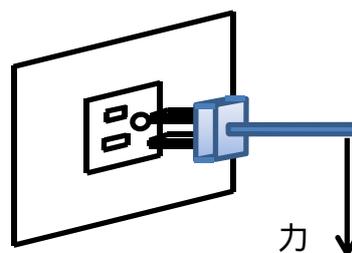


図 2

最初に、図 1 のように「コンセントの刃受穴(接地極を除く)が水平で、コンセントの表面が垂直になるよう」に取り付ける。

試験用プラグを差し込み、試験用プラグに加わる力が 5 N になるように、おもりを 1 分間、吊り下げる。

試験用プラグを外す。

コンセントを 180° 回し、図 2 の状態にする。

再度、試験用プラグを差し込み、試験用プラグに加わる力が 5 N になるように、おもりを 1 分間、吊り下げる。

解 説

この試験の実施前に、保持力試験を行い、実施後に、開閉試験（附表第二１）、保持力試験、温度上昇、絶縁性能を実施し、判定する。

以上